



## 再生可能エネルギー特別措置法の抜本改正

執筆者: 川本 周

### 1. 改正法案の閣議決定

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)の改正を含む法律案が2020年2月25日閣議決定され、衆議院に提出された。法案は「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」と題され、再エネ特措法の改正だけでなく、電気事業法、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(JOGMEC法)等も含めて関連する法律を一括して改正するものであるが<sup>1</sup>、本稿は、再エネ特措法の改正について解説する。

### 2. 再エネ特措法改正の背景

再エネ特措法によって導入された固定価格買取制度(FIT)制度は、再生可能エネルギー電気の固定価格での長期買取を保証することによって、事業収益の予見可能性を高め、参入リスクを低減させることで再エネの導入を政策的に拡大し、スケールメリット及び習熟効果によるコスト・ダウンを図り、再エネの自立を促すことを目的とするものであった。FIT制度はその性質上、時限的な制度であり、再エネ特措法が2012年に制定された際、2021年3月31日までの間に「法律の施行の状況等を勘案し、法律の抜本的な見直しを行う」ものとされていた(附則第2条第3項)。

また、再エネ特措法の施行後、FIT制度を支える国民負担の増大、地域社会との共生、系統制約の顕在化といった課題への対処も必要となっている。今回の再エネ特措法改正は、このような課題を踏まえつつ、当初から予定されていた「抜本的な見直し」として行われるものである。

今回の改正に当たっては、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会が2019年8月に中間整理(第3

<sup>1</sup> JOGMEC法の改正については、当事務所の資源/エネルギーニューズレター2020年3月11日号「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部改正について」参照。

[https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter\\_pdf/ja/ja\\_newsletter\\_200311\\_energy.pdf](https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/ja_newsletter_200311_energy.pdf)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

次)を取りまとめ、さらに 2019 年 9 月からは再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会(以下「主力電源化小委員会」という。)が議論を重ね、同小委員会が 2020 年 2 月に取りまとめた「中間取りまとめ」<sup>2</sup>が改正内容の主な下敷きとなっている。また、太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理(以下「廃棄等」という。)については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ(以下「廃棄等費用 WG」という。)が 2019 年 12 月に「中間整理」を取りまとめ<sup>3</sup>、これに基づいて今回の改正法案でも再生可能エネルギー発電設備の廃棄等費用の確保に関する制度が設けられている。再エネ特措法の改正内容を理解するにあたっては、主力電源化小委員会の「中間取りまとめ」及び廃棄等費用 WG の「中間整理」と併せて確認する必要がある。

### 3. 再エネ特措法の主な改正事項

再エネ特措法の主な改正としては、FIP(Feed-in Premium)制度の新設、発電設備の廃棄等費用の外部積立制度の導入、未稼働案件の認定失効制度がある。

#### (1) FIP 制度の新設

FIP 制度については、主力電源化小委員会の「中間取りまとめ」において、以下のとおり説明されている。

「FIP 制度は、発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で自由に売電させ、そこで得られる市場売電収入に、『あらかじめ定める売電収入の基準となる価格(基準価格(以下「FIP 価格」という。))と市場価格に基づく価格(参照価格)の差額(=プレミアム)×売電量』の金額を上乗せして交付することで、発電事業者が市場での売電収入に加えてプレミアムによる収入を得ることにより投資インセンティブを確保する仕組みである。」

FIT 制度が電気事業者が再生可能エネルギー電気の全量を固定価格で買い取るという、市場から隔離された制度であったのに対し、FIP 制度は、再生可能エネルギー電気の市場取引等<sup>4</sup>を前提とする点で、再エネの自立化により一歩近づいた支援制度である。

以下では、閣議決定された再エネ特措法の改正後の条文を参照して説明する。

#### ① FIP 制度の対象(交付対象区分等)

FIP 制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模(「交付対象区分等」と定義されている。)は、経済産業大臣が定める(第 2 条の 2 第 1 項)。交付対象区分等を定めるときは、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとされている(第 2 条の 2 第 4 項)。交付対象区分等が定められたときは遅滞なく告示され(同条第 5 項)、また国会に報告される(同条第 6 項)。現行法における FIT 入札制度の対象を決定するプロセスと同様である(現行法第 4 条参照)。

主力電源化小委員会の議論では、大規模事業用太陽光発電と風力発電が「競争電源」として FIP 制度の対象として想定されているところであるが、具体的に FIP 制度の対象となる再エネ電源の種類・規模等の要件については、調達価格等算定委員会における議論を通じて決定されていくことになる。

#### ② プレミアム(供給促進交付金)

前述のとおり、FIP 制度は、あらかじめ定める基準価格と市場価格に基づく参照価格の差額をプレミアムとして発電事業者に交付するものである。改正法案では、プレミアムを意味する用語として「供給促進交付金」という概念が新設された。

供給促進交付金は、市場取引等で供給した発電量に、「供給促進交付金単価」を乗じて得た金額を基礎として、経済産業省令

<sup>2</sup> [https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/saiene\\_shuryoku/pdf/report\\_002.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/saiene_shuryoku/pdf/report_002.pdf)

<sup>3</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/shin\\_energy/taiyoko\\_haikihyo\\_wg/pdf/201901210\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyo_wg/pdf/201901210_01.pdf)

<sup>4</sup> 卸電力取引市場における売買取引又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者への電力の卸取引が「市場取引等」と定義されている(2 条の 2 第 1 項)。

で定める方法により算定される(第2条の4第1項)。

供給促進交付金単価は、(i)基準価格の額から、(ii)経済産業省令で定める期間中に卸電力取引市場での平均価格を基礎として、季節又は時間帯による供給の変動その他の事情を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した1kWh当たりの額を控除した金額((i)-(ii))として規定されている(第2条の4第2項)。

(i)の「基準価格」は、主力電源化小委員会の中間取りまとめでは「FIP 価格」と呼称されているものであり、発電事業者から見ると、市場価格とプレミアム単価の合計額として、収入の目安となる重要な基準額である。(ii)の価格について、改正法案では特に名称は付されていないが、ここでは主力電源化小委員会の中間取りまとめに合わせて「参照価格」と呼ぶこととする。

なお、基準価格の額が参照価格を下回る場合、供給促進交付金単価はゼロとされ、発電事業者は市場で売電した収入を確保できる(第2条の4第2項柱書)。差額分をネガティブ・プレミアムとして発電事業者が支払う制度とはなっていない。

### ③ 基準価格/FIP 価格

改正法案によると、「基準価格」は、交付対象区分等ごとに、再生可能エネルギー電気の供給を安定的に行うことを可能とする1kWh当たりの単価として定義されている(第2条の3第1項本文)。

基準価格の定め方は、FIT 制度における調達価格の定め方と同様、経済産業大臣が定める方式と入札により定める方式の2種類がある。

経済産業大臣が基準価格を定める場合、再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用と、その供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎として定められ、算定に際しては、経済産業大臣が定める価格目標<sup>5</sup>と再生可能エネルギー電気の供給量の状況、事業者が受けるべき適正な利潤その他の事情が勘案される(第2条の3第2項)。これらの点は現行法のFIT 調達価格と同様である(現行法第3条第4項)。

入札により定める方式については、既に太陽光発電とバイオマス発電の一部で導入されているFIT 調達価格の入札制度と同様の方式によって基準価格が定められる(第5条乃至第8条)。

基準価格の決定の頻度は、原則として毎年度であるが(第2条の3第1項本文)、経済事情の変動等を勘案し必要があると認めるときは、半期ごとに定めることができる(同項但書)。また、必要があるときは、翌年度以降の年度も含めた複数年度に渡り基準価格をあらかじめ定めることもできる(第2条の3第4項)。これらも現行法におけるFIT 調達価格の定め方と同様である(現行法第3条第1項・第2項)。

### ④ 参照価格

参照価格は、経済産業省令で定める期間中に卸電力取引市場での平均価格を基礎として、季節又は時間帯による供給の変動その他の事情を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した1kWh当たりの額として定められる(第2条の4第2項第2号)。

FIP 制度の設計上、この参照価格の具体的な定め方、特に「経済産業省で定める期間」の長さが、そのFIP 制度の性質を決定する上で重要となる。参照価格を、市場で取引される時間単位(30分単位)で変更する場合は「完全変動型プレミアム」となり、逆に、参照価格を長期間変更しない場合は「固定型プレミアム」となる。主力電源化小委員会の中間取りまとめでは「投資インセンティブの確保と市場価格を意識した発電行動の両立を目指すためには、収入の安定性を高め投資回収の予見性を強く確保するという完全変動型プレミアムのメリットと、市場価格の変動に応じた収入変動により再エネ発電事業者に対して市場を意識した行動を促すという固定型プレミアムのメリットの、双方を取り入れる中間型の制度を構築していくことが適当である」として、完全変動型プレミアムと固定プレミアムとの中間型の制度構築が提言されている。

<sup>5</sup> 現在の価格目標として「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標」(平成29年経済産業省告示第36号)が公表されている。

## ⑤ 交付期間

供給促進交付金が交付される期間を「交付期間」といい、これは FIT 制度における「調達期間」に対応する概念である(第 2 条の 3 第 1 項)。

基準価格と同様、原則として 1 年度毎に決定されるが、経済事情の変動等を勘案し必要があると認めるときは、半期ごとに定めることもできるとされている(第 2 条の 3 第 1 項)。

交付期間は、供給開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めることになっている(第 2 条の 3 第 5 項)。この点も FIT 制度における調達期間と同様である(現行法第 3 条第 5 項)。

## ⑥ 基準価格・交付期間の決定

基準価格と交付期間(「基準価格等」と定義されている。第 2 条の 3 第 1 項但書)の決定手続は、FIT 調達価格・調達期間の決定と同様の手続が定められている。経済産業大臣は、基準価格・交付期間の決定にあたり、再生可能エネルギー発電設備の所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣との協議を行い、消費者問題担当大臣の意見を聴き、調達価格等算定委員会の意見を聴取しその意見を尊重する必要がある(第 2 条の 3 第 7 項)。基準価格・交付期間を定めたときは遅滞なく告示される(第 2 条の 3 第 8 項)。また、告示後速やかに、当該基準価格・交付期間と、算定の基礎に用いた数及び算定の方法が国会に報告される(第 2 条の 3 第 9 項)。

いったん定められた基準価格・交付期間は、「物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき」という要件の下、改定できることになっている(第 2 条の 3 第 10 項)。この改定の要件に係る文言は、FIT 制度における調達価格・調達期間の改定の要件(現行法第 3 条第 10 項)と同じ文言である。

## ⑦ 一時調達契約

交付期間中に、「市場取引等」により供給を行うことに支障が生じた場合において、当該支障が認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものに該当するときは、一時調達契約の申込みを電気事業者(一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者)に対して行うことができる(第 2 条の 7 第 1 項)。一時調達契約の期間は、経済産業省令で定められ、一時調達契約における買取価格(一時調達価格)は、経済産業省令で定める方法により算定した価格である。

## ⑧ 法律名等の変更

FIP 制度の導入に伴い、法律の正式名称が FIT 制度を想定した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」から、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」へと変更される。

再エネ特措法の目的規定(第 1 条)についても、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずる」という FIT 制度を想定した部分が、「再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置を講ずる」と変わり、FIP 制度による市場取引の促進が特別措置の中心に据えられることになる。

### (2) 設備廃棄費用の外部積立制度導入

廃棄等費用 WG による中間整理に基づき、再生可能エネルギー発電設備の廃棄等費用の外部積立制度が導入される。

#### ① 積立対象区分等

新たな外部積立制度の対象となるのは、FIP 制度及び FIT 制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模のものうち、経済産業大臣が指定するもの(「積立対象区分等」)である(第 15 条の 6 第 1 項)。

法案の閣議決定時に公表された補足説明資料<sup>6</sup>によれば、10kW 以上のすべての太陽光発電の認定案件が対象とされており、廃棄等費用 WG の中間整理における検討結果と同様、稼働・未稼働を問わず、再エネ特措法上の認定を受けた 10kW 以上のすべての太陽光発電設備が対象とされる予定である。

10kW 以上の太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電設備については、上記補足説明資料や廃棄等費用 WG の中間整理を踏まえると、改正法の施行時点では積立対象区分等に含まれないものと見込まれるが、将来、積立対象区分等の範囲が拡大される可能性もある。

## ② 積立ての方法

積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者は、「解体等積立金」を積み立てなければならない(第 15 条の 6 第 2 項)。積立てを行わない場合、経済産業大臣は事業計画を取り消すことができる(第 15 条第 4 号)。

解体等積立金の積立てを行うべき期間については、「経済産業省令で定める期間」として省令に委任されているが(第 15 条の 6 第 2 項)、廃棄等費用 WG の中間整理では、一律に調達期間の終了前 10 年間としている。

積立ては、推進機関に積み立てる外部積立てが原則とされており(第 15 条の 6 第 3 項)、FIT 制度の案件では特定契約の相手方である電気事業者を経由する形で(第 15 条の 6 第 4 項)、FIP 制度の案件では推進機関から支払われるべき供給促進交付金から控除する形で(第 15 条の 8)、いずれも源泉徴収的に積立てが行われる。

なお、廃棄等費用 WG の中間整理では、既存の積立ての有無・程度にかかわらず、同一の条件で積立てを求めることが適切であるとして、(後記の内部積立ての場合を除き)既に廃棄等費用の積立てがあるとしても、新制度の外部積立て義務には影響しない建付が想定されている。

## ③ 解体等積立金の額

解体等積立金の額は、経済産業大臣が定める「解体等積立金基準額」(円/kWh)に、認定事業者が供給した再生可能エネルギー電気の量乗じた額として計算される(第 15 条の 7 第 1 項)。解体等積立金の額の計算は、「経済産業省令で定める期間ごとに」行われるものとされているが(第 15 条の 7 第 1 項)、廃棄等費用 WG の中間整理では、「積立て頻度については、調達価格の支払や交付金の交付と同頻度(現行制度では 1 か月)とする。」との整理がなされている。

積立てが必要となる 1kWh あたりの単価は、「解体等積立金基準額」として、経済産業大臣が毎年度、年度の開始前に、積立対象区分等ごとに決定する(第 15 条の 7 第 2 項)<sup>7</sup>。ただし、解体等(解体及び解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理をいう。)に要する費用の額その他の事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、解体等積立金基準額を改定することができる(第 15 条の 7 第 3 項)。解体等積立金基準額の決定に際しては、調達価格等算定委員会の意見聴取が行われ、その意見を尊重するものとされている(第 15 条の 7 第 4 項、第 2 条の 3 第 7 項)。以上の点は、いずれも FIT 制度の調達価格の決定プロセスと同様である。

なお、解体等積立金基準額は「毎年度」決定されるものとされているが、これは FIT 制度の調達価格のように、いったん個別の案件に適用される解体等積立金基準額が決まった場合、その基準額は当該案件において継続して適用されるという運用になると予想されるが、この点は改正法施行後最初の解体等積立金基準額の決定に係る調達価格等算定委員会の議論を注視する必要がある。

## ④ 解体等積立金の取戻し

解体等積立金は、発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合、又は解体等積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができる(第 15 条の 9)。

<sup>6</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200225001/20200225001-6.pdf>

<sup>7</sup> なお、2022 年度の解体等積立金基準額は、改正法の施行日である 2022 年 4 月 1 日に決定される(附則第 5 条第 3 項)。

改正法案では、取戻しの要件の詳細は規定されておらず、今後、経済産業省令において定められることになる。廃棄等費用 WG の中間整理では、調達期間中は、原則、積立金の取戻しを認めないとしつつ、調達期間中であっても、発電事業を終了又は縮小する場合において、廃棄される太陽光パネルが一定値を超えるときは、その割合に応じて積立金の取戻しを認めるとしている。また、調達期間終了後も発電事業を継続している際には、事業を完全に廃止する場合だけではなく、事業の継続の過程で太陽光パネルの一部を交換・廃棄するような場合にも、廃棄される太陽光パネルが一定値を超えるときは積立金の取戻しを認めるとしている。

## ⑤ 内部積立ての特例

前記のとおり、解体等積立金は外部積立てとして推進機関に積み立てることが原則とされているが、一定の要件の下で、内部積立ての特例が認められる。

すなわち、再生可能エネルギー発電事業計画に、発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる(第9条第3項)。再生可能エネルギー発電事業計画にかかる事項が記載された場合には、再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で定める基準に適合することが認定の要件とされている(第9条第4項第7号)。既存の認定についても、内部積立てに係る事項を再生可能エネルギー発電事業計画に追加することができ、当該追加については経済産業大臣の認定が必要となる(第10条第1項)<sup>8</sup>。再生可能エネルギー発電事業計画に解体等費用の内部積立てを記載した認定事業者は、外部積立ての制度の対象外となり、事業計画に記載した事項に従って、解体等に要する費用に充てるための費用を積み立て、これを解体等の実施に要する費用に充てることができる(第15条の11)。

「経済産業省令で定める基準」は改正法の施行日までに具体的に定められることになるが、廃棄等費用 WG の中間整理では、以下のとおり内部積立てを認める条件が整理されており、かかる整理に沿って経済産業省令の基準が整備されるものと想定される。

<sup>8</sup> 再生可能エネルギー発電事業計画に関して、「変更」の認定とは別に「追加」の認定という仕組みが導入されるようである。

**内部積立てを認める条件**

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表すること  
かつ、
- 以下①～⑥をすべて満たしていること
  - ① FIT 認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当すること
  - ② FIT 認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当すること。ただし、認定事業者自身が発電事業者には該当しない場合でも、当該 FIT 認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物であるときも含む。
  - ③ 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意すること
  - ④ 定期報告(年1回)のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則1年以内に再び満たすこと
  - ⑤ 以下の(i)又は(ii)のとおり、金融機関により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること、又は会計士により監査された所定の財務諸表が開示されていること
    - (i) 金融機関との契約により、各費用等の支払のための専用口座が開設され、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられており、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていること
    - (ii) a) 認定事業者が上場されている法人であり、かつ、財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること  
又は  
b) 認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場されており、かつ、当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること
  - ⑥ 上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意していること

**(3) 未稼働案件の認定の失効**

再エネ特措法上の認定を受けた事業計画の中には、系統の接続契約を締結し系統容量を確保したまま長期間稼働開始に至っていない案件が少なからず存在する。これらの未稼働案件が長期間放置された場合、新規参入を目指す事業者の系統利用が阻害され、再生可能エネルギーの大量導入に支障をきたすことになる。現行の再エネ特措法においても、運転開始期限が設定されているが、運転開始期限を経過しても超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮されるだけで、FIT 認定は維持され、調達価格と系統容量は確保され続けることから、国民負担の増大や系統利用の阻害という問題が残っているとの指摘がなされている。

このような問題に対処するため、改正法案では、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた日から起算して、経済産業省令で定める期間内に、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しなかった場合、認定が失効するという制度が設けられている(第14条第2号)。運転開始期限とは別に失効期限を設定し、失効した未稼働案件の系統容量を開放し新規事業者による活用を促すことを目的としている。

失効となる期限について、条文上は、「経済産業省令で定める期間内」と規定するのみであるが、閣議決定の際の補足資料によれば、「運転開始期限に一定期間を加えた、失効期限を設定」とあり、運転開始期限に一定の期間を加えた期間が失効期限として規定されることになるとされる。<sup>9</sup>

<sup>9</sup> 主力電源化小委員会の中取りまとめ案に対するパブリックコメント手続において、資源エネルギー庁からは「今後、取りまとめられた方向性の具体化に向けては、既認定案件の実情や、認定時点から失効期限が設定される新規案件との公平性など総合的に勘案して検討してまいります」との考え方が回答されている。

失効期限に関しては経過措置は設けられておらず、改正法の施行日前に認定を受けた案件にも適用される見込みである。未稼働案件については、2018年12月に決定された新たな措置が講じられたところであるが、同措置に応じた系統連系工事着工申込みが不備なく受領された案件や、同措置の適用除外を受けた案件についても、失効期限の対象となる可能性があることから、今後具体化される失効期限の内容については注意が必要である。

#### 4. 施行日等

改正法案は順調に行けば今回の通常国会で成立し、2022年4月1日から施行されることが予定されている(附則第1条本文)。これまで見たとおり、経済産業省令に具体的な条件が委任されている事項が多く残されていることから、法律案の成立後も、施行日までの間、制度の具体化に向けた政府の動きに留意し続ける必要がある。



かわもと あまね  
**川本 周**

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士  
[a\\_kawamoto@jurists.co.jp](mailto:a_kawamoto@jurists.co.jp)

2003年東京大学法学部卒業、2013年 Columbia Law School 卒業(LL.M.)。2013-2015年 Marubeni Europower Limited、2016-2017年みずほ銀行プロジェクトファイナンス営業部各勤務。再生可能エネルギーを中心に各種発電プロジェクトの開発から資金調達まで国内外の企業を支援する。